

鳥羽商船高等専門学校		開講年度	平成27年度 (2015年度)		授業科目	航海法規	
科目基礎情報							
科目番号	0033			科目区分	専門 / コース必修		
授業形態	講義			単位の種別と単位数	履修単位: 1		
開設学科	商船学科			対象学年	3		
開設期	前期			週時間数	前期:2		
教科書/教材	海上衝突予防法の解説（海文堂出版）、海上交通安全法の解説（海文堂出版）、海事六法（海文堂出版）						
担当教員	片岡 高志						
到達目標							
1. 各法令の制定に至る経緯を説明できる。 2. 海上で遭遇する種々の見合い関係において、適用される航法規定を導き出すことができる。 3. 海上交通法規を理解し、柔軟な法解釈ができる。							
ルーブリック							
	理想的な到達レベルの目安			標準的な到達レベルの目安		未到達レベルの目安	
評価項目1	各法令の制定に至る経緯を説明できる。			各法令の制定に至る概要を説明できる。		各法令の制定に至る経緯を説明できない。	
評価項目2	あらゆる見合い関係において適用される航法規定を導き出すことができる。			おおよその見合い関係において適用される航法規定を導き出すことができる。		適用される航法規定を導き出すことができない。	
評価項目3							
学科の到達目標項目との関係							
教育方法等							
概要	三級海技士（航海）の資格取得に必要な海上交通法規について学習する。						
授業の進め方・方法	・ 授業方法は講義を中心とし、必要に応じて資料（自作プリント等）を配付します。 ・ 適宜レポート等を課すので、期限までに必ず提出すること。 ・ 課題レポート、その他（ノート提出）等が全てなされていることを条件に評価を行うので注意すること。 ・ 評価は、中間試験、定期試験及びレポート等を総合的に判断して行います（60点以上が合格）。						
注意点	・ 試験は、海技試験を想定し記述式を主体とするため、日頃から文章を書く練習をしておくこと。						
授業計画							
		週	授業内容		週ごとの到達目標		
前期	1stQ	1週	海上衝突予防法及び関係法令－1		国際規則及び本法の制定背景を説明できる		
		2週	海上衝突予防法及び関係法令－2		見張り、安全な速力について説明できる		
		3週	海上衝突予防法及び関係法令－3		衝突のおそれ、衝突回避動作について説明できる		
		4週	海上衝突予防法及び関係法令－4		狭い水道等、分離通航方式について説明できる		
		5週	海上衝突予防法及び関係法令－5		追越し船、行会い船の航法について説明できる		
		6週	海上衝突予防法及び関係法令－6		横切り船、避航船及び保持船の航法を説明できる		
		7週	海上衝突予防法及び関係法令－7		各種船舶間の適用航法について説明できる		
		8週	前期中間試験				
	2ndQ	9週	試験返却・解答 海上衝突予防法及び関係法令－8		視界制限状態における適用航法について説明できる		
		10週	海上衝突予防法及び関係法令－9		灯火及び形象物の概要について説明できる		
		11週	海上衝突予防法及び関係法令－10		音響信号及び発光信号の概要について説明できる		
		12週	海上衝突予防法及び関係法令－11		切迫した危険のある特殊な状況下における適用航法について説明できる		
		13週	海上衝突予防法及び関係法令－12		船員の常務、注意義務等について説明できる		
		14週	海上交通安全法及び関係法令－1		目的、適用海域及び定義等について説明できる		
		15週	前期期末試験				
		16週	試験返却・解答 海上交通安全法及び関係法令－2		航路航行船の優先（避航等）について説明できる		
モデルコアカリキュラムの学習内容と到達目標							
分類	分野	学習内容	学習内容の到達目標			到達レベル	授業週
評価割合							
	試験	発表	相互評価	態度	ポートフォリオ	その他	合計
総合評価割合	70	0	0	0	30	0	100
基礎的能力	35	0	0	0	30	0	65
専門的能力	35	0	0	0	0	0	35
分野横断的能力	0	0	0	0	0	0	0